

2. 平成20年診療報酬改定後の訪問看護の算定範囲

現 行

	自宅		居住系施設※1		特定施設等 ※2	特別養護老人 ホーム
	要介護		要介護			
C005在宅患者訪問看護・指導料 (週3日まで530点、週4日以上630点) (准看護師が行う場合、各々480点、580点)	○	△	○	△	△	▲
訪問看護基本療養費Ⅰ						

改 定 後

「自宅」と「居住系施設」の2つに区分され、それぞれに新たな報酬が設定された。

	自宅		居住系施設※1		特定施設等 ※2	特別養護老人 ホーム
	要介護		要介護			
C005在宅患者訪問看護・指導料 (週3日まで555点、週4日以上655点) (准看護師が行う場合、各々505点、605点)	○	△	×	×	×	×
訪問看護基本療養費Ⅰ						
C005-1-2居住系施設入居者等訪問看護・指導料 (週3日まで430点、週4日以上530点) (准看護師が行う場合、各々380点、480点)	×	×	○	△	△	▲
訪問看護基本療養費Ⅲ						

○:算定可。

△:①末期の悪性腫瘍又は難病等の厚生労働大臣が定める疾病等の患者、②急性増悪、終末期等により一時的に週4回以上の頻回の訪問看護が必要であると認められた患者に限って算定できる。

▲:末期の悪性腫瘍患者に対して行う場合に限って算定できる。

×:算定不可。

※1の「居住系施設」とは、高齢者専用賃貸住宅、養護老人ホーム(特定施設以外)、軽費老人ホーム(特定施設以外)、有料老人ホーム(特定施設以外)、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、特定施設(外部サービス利用型)、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを利用している場合をいう。

※2の「特定施設等」とは、特定施設(外部サービス利用型除く)、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを利用している場合をいう。